

「建設業許可申請の手引き」等の改定箇所

【建設業許可申請の手引き】

頁	表題	内容
目次	6. 許可の要件 (3) 10. 許可申請に必要な書類 (4) 16. 資料 (5-1) (5-2) (6)	法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正し、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
8	6. 許可の要件	法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
9	6. 許可の要件 (1) 適正な経営体制 ※2	法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
11	6. 許可の要件 (3) 営業所技術者等	法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正し、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
12	6. 許可の要件 (3) 営業所技術者等 ※1～※3	法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正し、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
18	8. 許可申請の手続き (4) 本人確認と訂正権限 ②	健康保険被保険者証の廃止に伴い、「健康保険証（所属が確認できるもの）」を「雇用証明書（様式任意）」に修正し、留意事項を1行追記
20	10. 許可申請に必要な書類 建設業許可申請書類一覧 様式番号 別紙4 様式番号 第8号	法改正に伴い、様式番号 別紙4「専任技術者一覧表」を「営業所技術者等一覧表」に修正し、様式番号 第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」を「営業所技術者等証明書（新規・変更）」に修正

<p>21～22</p>	<p>10. 許可申請に必要な書類 その他提示・提出書類</p> <p>△の説明文</p> <p>項目2 営業所技術者等 (注10)の説明文</p> <p>項目1 経營業務の管理体制 常勤性</p> <p>項目2 営業所技術者等 常勤性</p> <p>項目2 営業所技術者等 実務経験</p> <p>(注8)の説明文</p>	<p>法改正に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> △の説明文中の「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 項目2「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 (注10)の説明文中の「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「健康保険被保険者証(両面)等(注8)(個人事業主においては国民健康保険等)」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票(個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票)(注8) ※発行後3ヶ月以内のもの」に修正 「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等(注8)、雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)」を「～在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証(両面)の写しの提示又は提出でも可。)」に修正 「「健康保険証の写し」は～」を「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。～」に修正
<p>23</p>	<p>10. 許可申請に必要な書類 (2) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性及び経営経験の確認 ア 現在の地位及び常勤性の確認 (b)</p>	<p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「①健康保険被保険者証(両面)の写しの提示又は提出(国民健康保険証は認められません。)」を「①厚生年金保険の「被保険者記録照会回答票」の原本提示又は写しの提出」に修正し、留意事項を6行追記</p>

26	<p>10. 許可申請に必要な書類 (2) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性及び経営経験の確認 イ 経営経験の確認 (c) ~ (e)</p>	<p>法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正</p>
27	<p>10. 許可申請に必要な書類 (4) 営業所技術者等の常勤性及び資格要件の確認 ア 常勤性の確認</p>	<p>法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 健康保険被保険者証の廃止に伴い、「①健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出（国民健康保険証は認められません。）」部分を「①厚生年金保険の「被保険者記録照会回答票」の原本提示又は写しの提出」に修正し、留意事項を6行追記</p>
29	<p>10. 許可申請に必要な書類 (4) 営業所技術者等の常勤性及び資格要件の確認 イ 資格要件の確認 (b) ②</p>	<p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「当該申請企業での実務経験を証明する場合、資格取得年月日から在籍期間を確認できる健康保険被保険者証・雇用保険被保険者証の写しの提示又は提出」を「当該申請企業での実務経験を証明する場合、資格取得年月日から在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示又は提出」に修正し、留意事項を2行追記</p>
32	<p>11. 許可を受けた後の変更事項の届出</p>	<p>法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正</p>
34	<p>11. 許可を受けた後の変更事項の届出 変更事項届出書類一覧 様式番号 第1号別紙4 様式番号 第8号</p>	<p>法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 法改正に伴い、「専任技術者一覧表」を「営業所技術者等一覧表」に修正し、「専任技術者証明書」を「営業所技術者等証明書」に修正</p>

	<p>変更事項 1 経営体制 ア 常勤役員等（経營業務の管理責任者）の変更があったとき</p> <p>変更事項 2 営業所技術者等に変更があったとき</p>	<p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「①健康保険被保険者証（両面）～」を「①厚生年金保険の被保険者記録照会回答票～」に修正</p>
35	<p>11. 許可を受けた後の変更事項の届出</p> <p>変更事項 8 営業所を新設したとき</p> <p>様式番号 第1号別紙4 様式番号 第8号</p> <p>注1の説明文</p> <p>注5の説明文</p>	<p>法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正</p> <p>法改正に伴い、「専任技術者一覧表」を「営業所技術者等一覧表」に修正し、「専任技術者証明書」を「営業所技術者等証明書」に修正</p> <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「健康保険証の写し」は～」を「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。～」に修正</p> <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「～（健康保険被保険者証等）～」を削除し、「～（雇用保険被保険者証等）～」に修正</p>
36	<p>11. 許可を受けた後の変更事項の届出</p> <p>その他提示・提出書類</p> <p>項目2 営業所技術者等（注3）の説明文</p> <p>項目1 経営体制 常勤性</p> <p>項目2 営業所技術者等 常勤性</p>	<p>法改正に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 ・「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険被保険者証（両面）（個人事業主においては国民健康保険等）等（注1）」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票（個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票）（1） ※発行後3ヶ月以内のもの」に修正

	<p>項目2 営業所技術者等 実務経験</p> <p>(注1)の説明文</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。)」を「～在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証(両面)の写しの提示又は提出でも可。」(注1)」に修正 ・健康保険被保険者証の廃止に伴い、「健康保険証の写し」は～」を「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。～」に修正
37	<p>12. 許可を受けた後の注意事項</p> <p>(1) 標識の掲示(法第40条)</p> <p>※2及び※4</p>	<p>法改正に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・※2「～同項ただし書に該当する場合には「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。」を「～同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。」に修正 ・※4「～法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。」を「～法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。」に修正
45	<p>14. 事業譲渡等(譲渡及び譲受け・合併・分割)の認可申請に必要な書類</p> <p>【譲渡及び譲受け・合併・分割】</p> <p>認可申請書類一覧</p> <p>▼の説明文</p> <p>様式番号 別紙3</p>	<p>法改正に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 ・「専任技術者一覧表」を「営業所技術者等一覧表」に修正

	様式番号 第8号	<ul style="list-style-type: none"> 「専任技術者証明書（新規・変更）」を「営業所技術者等証明書（新規・変更）」に修正し、備考欄の「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
47	<p>14. 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の認可申請に必要な書類 その他提示・提出書類 ▼の説明文 項目2 営業所技術者等</p> <p>項目1 経営体制 常勤性 項目2 営業所技術者等 常勤性 項目2 営業所技術者等 実務経験</p>	<p>法改正に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「健康保険被保険者証（両面）等（注8）（個人事業主においては国民健康保険等）」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票（個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票）（注8） ※発行後3ヶ月以内のもの」に修正 「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等（注8）、雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。）」を「～在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可。）」に修正
48	<p>14. 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の認可申請に必要な書類 (注8)の説明文</p>	<p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「健康保険証の写し」は～を「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。～」に修正</p>

	(注 10) の説明文	法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
49	<p>14. 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の認可申請に必要な書類（3）認可後に提出・提示が必要な書類</p> <p>【提示又は提出書類】 常勤性の確認</p> <p>※ 1</p>	<p>法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正</p> <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「健康保険証（両面）等（※ 1）」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票（個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票）（※ 1） ※発行後 3 ヶ月以内のもの」に修正</p> <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「健康保険証の写し」は～」を「令和 7 年 12 月 1 日までは健康保険証の写しでも可。～」に修正</p>
51	<p>15. 相続の認可申請に必要な書類</p> <p>【相続】認可申請書類一覧</p> <p><input type="checkbox"/> の説明文 様式番号 別紙 2</p> <p>様式番号 第 8 号</p>	<p>法改正に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 ・「専任技術者一覧表」を「営業所技術者等一覧表」に修正 ・「専任技術者証明書（新規・変更）」を「営業所技術者等証明書（新規・変更）」に修正し、備考欄の「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正

52	<p>15. 相続の認可申請に必要な書類 その他提示・提出書類 <input type="checkbox"/>の説明文</p> <p>項目2 営業所技術者等</p> <p>項目1 経営体制 常勤性 項目2 営業所技術者等 常勤性</p> <p>項目2 営業所技術者等 実務経験</p> <p>(注6)の説明文</p> <p>(注7)の説明文</p>	<p>法改正に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 ・「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正 <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険者証（両面）等（注6）」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票（個人事業主は国民年金の被保険者記録照会回答票）（注6）※発行後3ヶ月以内のもの」に修正 ・「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等（注6）、雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。）」を「～在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可。）（注6）」に修正 <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「健康保険証の写し」は～」を「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。～」に修正</p> <p>法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正</p>
----	--	--

53	<p>15. 相続の認可申請に必要な書類 その他提示・提出書類 (3) 認可後に提出・提示が必要な書類 常勤性の確認</p> <p>※1</p>	<p>法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正</p> <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「健康保険証（両面）等（※1）」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票（個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票）（※1） ※発行後3ヶ月以内のもの」に修正</p> <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、「健康保険証の写し」は～」を「令和7年12月1日までは健康保険証の写しでも可。～」に修正</p>
55	<p>16. 資料 (1-1) 京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表 変更届</p> <p>項目1 経営体制 常勤性</p> <p>項目1 経営体制 執行役員等の経験による場合</p>	<p>法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正</p> <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険被保険者証（両面）（個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」）等」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票（個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票） ※発行後3ヶ月以内のもの」に修正 ・「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示又は提出でも可。）」を「～在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。また、令和7年12月1日まで

		は、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可。）」に修正
56	<p>16. 資料 （1-1）京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表</p> <p>項目2 営業所技術者等</p> <p>項目1 経営体制 補佐経験による場合</p> <p>項目2 営業所技術者等 実務経験による場合</p> <p>項目2 営業所技術者等 常勤性</p>	<p>法改正に伴い、変更届欄の「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正</p> <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等又は～」を「～在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可。）」に修正 ・「健康保険被保険者証（両面）（個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」）等」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票（個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票） ※発行後3ヶ月以内のもの」に修正
57	<p>16. 資料 （別紙）京都府知事許可申請・変更事項届出にかかる確認資料チェック表（建設業法施行規則第7条第1号口該当）</p> <p>項目1 経営体制 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者 常勤性</p>	<p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険被保険者証（両面）（個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」）等」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票（個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票） ※発行後3ヶ月以内のもの」に修正

	<p>項目1 経営体制 常勤役員等 建設業に関する役員等に次ぐ職制上の地位の経験 常勤役員等を直接に補佐する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示又は提出でも可。）」を「～在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可。）」に修正
58	<p>16. 資料 （1－2）京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表 項目1 経営体制 常勤性</p> <p>項目1 経営体制 執行役員等の経験による場合</p>	<p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険被保険者証（両面）（個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証」）等」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票（個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票）※発行後3ヶ月以内のもの」に修正 ・「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示又は提出でも可。）」を「～令和7年12月1日までは、在籍期間を確認できる健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可。）」に修正
59	<p>16. 資料 （1－2）京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表 項目2 営業所技術者等</p> <p>項目1 経営体制 補佐経験による場合 項目2 営業所技術者等 実務経験による場合</p> <p>項目2 営業所技術者等 常勤性</p>	<p>法改正に伴い、「営業所の専任技術者」を「営業所技術者等」に修正</p> <p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証等の写しの提示又は提出でも可。）」を「～在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証（両面）の写しの提示又は提出でも可。）」に修正 ・「健康保険被保険者証（両面）（個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険

		証)等」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票(個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票) ※発行後3ヶ月以内のもの」に修正
60	<p>16. 資料 (別紙) 京都府への認可申請にかかる確認資料チェック表 (建設業法施行規則第7条第1号ロ該当)</p> <p>項目1 経営体制 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者 常勤性</p> <p>項目1 経営体制 常勤役員等 建設業に関する役員等に次ぐ職制上の地位の経験 常勤役員等を直接に補佐する者</p>	<p>健康保険被保険者証の廃止に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康保険被保険者証(両面)(個人事業主にあつては「建築国保」又は「国民健康保険証)等)」を「厚生年金の被保険者記録照会回答票(個人事業主においては国民年金の被保険者記録照会回答票) ※発行後3ヶ月以内のもの」に修正 ・「～在籍期間を確認できる健康保険被保険者証又は～」を「～在籍期間を確認できる雇用保険被保険者証の写しの提示でも可。また、令和7年12月1日までは、健康保険被保険者証(両面)の写しの提示又は提出でも可。」に修正
67	<p>16. 資料 (5-1) 営業所技術者等の技術者資格・コード一覧表【一般建設業】</p>	法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
69	<p>16. 資料 (5-1) 営業所技術者等の技術者資格・コード一覧表【一般建設業】 ※1</p>	法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
70	<p>16. 資料 【許可】 営業所技術者等の技術者資格・コード一覧【特定建設業】</p>	法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正

72	16. 資料 【許可】営業所技術者等の技術者資格・コード一覧【特定建設業】※1	法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
73	16. 資料 (6) 営業所技術者等の資格要件にかかる所定学科一覧表	法改正に伴い、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
75	16. 資料 (8) 代理人による記名を可又は不可とする許可申請書類	法改正に伴い、「専任技術者証明書（新規・変更）」を「営業所技術者等証明書（新規・変更）」に修正し、「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正

【申請書・届出書類の記入例】

頁	表題	内容
目次	(5) 様式第1号別紙4 様式第22号の5別紙3 様式第22号の7別紙3 様式第22号の8別紙3 様式第22号の10別紙2 (16) 様式第8号	法改正に伴い、「専任技術者一覧表」を「営業所技術者等一覧表」に修正し、「専任技術者証明書（新規・変更）」を「営業所技術者等証明書（新規・変更）」に修正。
1	様式第1号	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。」を「役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。」に修正
8	様式第1号別紙4 様式第22号の5別紙3 様式第22号の7別紙3 様式第22号の8別紙3 様式第22号の10別紙2	法改正に伴い、「専任技術者一覧表」を「営業所技術者等一覧表」に修正し、「専任の技術者の氏名」を「営業所技術者等の氏名」に修正
9	記載要領	法改正に伴い、「専任の技術者」を「営業所技術者等」に修正

14	様式第4号	法改正に伴い、「専任の技術者」を「営業所技術者等」に修正
27	様式第8号	法改正に伴い、以下のとおり修正。 <ul style="list-style-type: none"> ・「専任技術者証明書（新規・変更）」を「営業所技術者等証明書（新規・変更）」に修正 ・「下記のとおり、建設業法第7条第2号～」を「下記のとおり、建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者～」に修正 ・「下記のとおり、建設業法第15条第2号～」を「下記のとおり、建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者～」に修正 ・「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
28～30	記載要領	法改正に伴い、「専任の技術者」及び「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
40	様式第22号の2	法改正に伴い、以下のとおり修正。 <ul style="list-style-type: none"> ・「（8）建設業法第7条第2号～」を「（8）建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者」に修正 ・「（8）建設業法第15条第2号～」を「（8）建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者」に修正 ・「専任技術者」を「営業所技術者」及び「営業所技術者等」に修正
42	記載要領	法改正に伴い、「技術者」を「営業所技術者等」に修正
44	様式第22号の3	法改正に伴い、「専任の技術者」を「営業所技術者等」に修正
45	記載要領	法改正に伴い、「専任の技術者」を「営業所技術者等」に修正
50	様式第22号の5 （第2面）	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。」を「役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。」に修正
54	様式第22号の7 （第2面）	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。」を「役

		員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。」に修正
58	様式第 22 号の 8 (第 2 面)	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。」を「役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。」に修正
63	様式第 22 号の 10 (第 2 面)	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。」を「役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。」に修正

【建設業許可申請書・届出様式】

表題	内容
様式第 1 号	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。」を「役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第 7 条第 2 号に規定する営業所技術者及び建設業法第 15 条第 2 号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。」に修正
様式第 1 号別紙 4 様式第 22 号の 5 別紙 3 様式第 22 号の 7 別紙 3 様式第 22 号の 8 別紙 3 様式第 22 号の 10 別紙 2	法改正に伴い、「専任技術者一覧表」を「営業所技術者等一覧表」に修正し、「専任の技術者の氏名」を「営業所技術者等の氏名」に修正
様式第 8 号	法改正に伴い、以下のとおり修正。 <ul style="list-style-type: none"> ・「専任技術者証明書（新規・変更）」を「営業所技術者等証明書（新規・変更）」に修正 ・「下記のとおり、建設業法第 7 条第 2 号～」を「下記のとおり、建設業法第 7 条第 2 号に規定する営業所技術者～」に修正 ・「下記のとおり、建設業法第 15 条第 2 号～」を「下記のとおり、建設業法第 15 条第 2 号に規定する特定営業所技術者～」に修正 ・「専任技術者」を「営業所技術者等」に修正
様式第 22 号の 2	法改正に伴い、「（8）建設業法第 7 条第 2 号～」を「（8）建設業法第 7 条第 2 号に規定する

	営業所技術者」に修正し、「(8)建設業法第15条第2号～」を「(8)建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者」に修正
様式第22号の3	法改正に伴い、「専任の技術者」を「営業所技術者等」に修正
様式第22号の5	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者」を「役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。」に修正
様式第22号の7	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者」を「役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。」に修正
様式第22号の8	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者」を「役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。」に修正
様式第22号の10	法改正に伴い、「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者」を「役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。」に修正